

# 蕨市スポーツ協会規約

昭和35年4月 1日一部改正  
昭和40年4月20日一部改正  
昭和46年7月16日一部改正  
昭和60年4月 1日一部改正  
昭和62年4月 1日一部改正  
平成元年4月 1日一部改正  
平成3年5月23日一部改正  
平成16年5月12日一部改正  
平成18年5月10日一部改正  
平成19年5月 9日一部改正  
平成24年5月 9日一部改正  
平成27年5月13日一部改正  
平成29年5月10日一部改正  
令和3年5月12日一部改正

## 第1章 総則

第1条 本会は、蕨市スポーツ協会と称する。

第2条 本会の事務所は、会長指定の場所におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、蕨市におけるスポーツを振興し、市民の体力向上と健康の維持増進を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の健康及び体力づくりの推進
- (2) 各種大会、講習会、スポーツ教室等の実施並びに助成・協力
- (3) 指導者の養成と資質の向上
- (4) 加盟団体及び未組織団体の育成、強化
- (5) スポーツの広報活動の推進、啓発、指導、奨励及び調査研究
- (6) スポーツ功労者及び優秀選手の表彰
- (7) 社会体育施設の設置促進
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織及び加盟

第5条 本会は、市民のスポーツ、体育団体等の加盟を得て組織する。

2 本会に加盟を希望する団体は、別に定めるところにより加盟申込をし、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。また、脱会および除名の承認も同様とする。

3 加盟団体に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

4 加盟団体は、別に定める会費を毎年度納入しなければならない。

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 評議員 若干名
- (7) 会計 2名
- (8) 監事 2名

第7条 会長、副会長は、評議員会で選出する。

2 会長は、本会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第8条 評議員は、次の方法で選出または、委嘱された者とする。

- (1) 各スポーツ団体から2名
- (2) 支部は各町会から1名
- (3) 学識経験者の中から、会長が委嘱するもの14名以内

第9条 理事長・副理事長は、理事会で選出する。  
理事長は会務を執行する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 理事は、評議員の中から、次の方法で選出する。

- (1) 各スポーツ団体から1名
- (2) 支部から10名
- (3) 学識経験者から9名以内

2 理事は、会務を掌理する。

3 理事中常任理事若干名をおき、理事の互選とする。

第11条 会計は、理事会において選出する。会計は、会計事務をつかさどる。

第12条 監事は、評議員会で選出する。監事は、会務を監査する。

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が決定するまでは、その任務を行う。

## 第5章 名誉会長、顧問及び参与

第14条 本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は重要事項の諮問に依ずる。

## 第6章 事務局

第15条 本会の事務を円滑に行うため、事務局をおくことができる。

## 第7章 会議

第16条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

第17条 評議員会は、会長、副会長、理事、評議員をもって組織する。評議員会は、最高議決機関で次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 役員選出
- (3) 事業計画

(4) その他重要事項

第18条 理事会は、理事長・副理事長および理事で組織する。理事会は、会務の執行に関し必要に応じ随時に開くことができる。

第19条 常任理事会は、理事長・副理事長および常任理事で組織する。常任理事会は、理事会から委任された事項を審議する。

第20条 会議は、定員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決める。

## 第8章 専門委員会

第21条 特定の目的の達成や問題解決のため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

## 第9章 支部

第22条 本会に次の支部をおく。支部に関する規定は別に定める。

- (1) 錦町支部
- (2) 北町支部
- (3) 中央支部
- (4) 南町支部
- (5) 塚越支部

## 第10章 賛助会員

第23条 本会に賛助会員をおくことができる。

2 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、市民スポーツ、体育振興と本会の維持発展のため援助し得る団体および個人とする。

3 賛助会員の会費は、団体および個人とも各々年額5,000円以上とする。

## 第11章 会計

第24条 本会の経費は、次の収入によって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 賛助会費
- (5) その他の収入

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始ま

り、翌年3月31日に終わる。

## 第12章 付 則

第26条 本規約の変更は、評議員会の議決による。

第27条 本規約の施行上、必要な細則は理事会がこれを定める。

第28条 本規約は、昭和30年10月1日から施行する。